

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成24年  
7月27日  
(金曜日)

## 目次

告示

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....一

山口県ナースセンターの変更の届出(医務保険課).....二

海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課).....二

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....三

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....四

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(五件)(県民生活課).....四

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....五

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....六

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(七件)(商政課).....七

県営三丘地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....九

公安委告示

警備員等の検定の実施.....九



### 山口県告示第二百九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	ニチイケアセンター西岐波訪問看護ステーション	宇部市大字西岐波一	訪問看護	平成二十四、六、一
山口宇部農業協同組合	宇部市大字川上七四	J A 山口宇部ふれあいデイサービス樹	波一四〇六の四	大字際通所介護	"
社会福祉法人光栄会	岐波二二三	デイサービスパール光栄	岐波五八六〇の一〇一	"	平成二二、" "
社会福祉法人グリーンコープ	福岡市博多区博多駅前二丁目五番一号	デイグリーンいわくに	岩国市錦見八丁目二三番一号	"	平成二四、" "
有限会社ZEE RO-ONE	周南市大字須々万本郷六八八の一	デイサービスセンターあと	周南市大字久米四四七	"	" "

### 山口県告示第二百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

居宅介護支援事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業者の名称	所在地	指定年月日
有限会社ZEE RO-ONE	周南市大字須々万本郷六八八の一	居宅介護支援事業所すずや	周南市大字須々万本郷六八八の一	平成二四、六、一

### 山口県告示第二百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

山口県知事 二井 関成

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業名	介護予防事業所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	ニチイケアセンター周防	防府市三田尻三丁目六番三	介護予防訪問	平成二、八、一
"	"	"	"	介護予防入浴介護	平成一、八、四
"	"	"	"	介護予防訪問看護	平成二、四、六
山口宇部農業協同組合	宇部市大字川上七四	J A 山口宇部ふれあいデイサービス樹	波一四〇六の	介護予防通所	"
社会福祉法人光栄会	" 大字東岐波二二三	デイサービスパール光栄	大字東岐波五八六〇の一〇一	"	平成二、二、"
有限会社Z E R O O N E	周南市大字須々万本郷六八八の一	デイサービスセンターあとらす	周南市大字久米四四七	"	平成二、四、"
株式会社伊藤回生堂	宇部市琴芝町二丁目五番二五号	株式会社伊藤回生堂	宇部市琴芝町二丁目五番二五号	介護予防福祉用具貸与	"

山口県告示第二百九十八号

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第十四条第四項の規定により、社団法人山口県看護協会から次のとおり変更の届出があった。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

変更事項	変更後	変更前
変更事項	変更後	変更前

名	公益社団法人山口県看護協会
称	社団法人山口県看護協会

山口県告示第二百九十九号

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和三十三年山口県告示第五百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 二十八 山口県山口南沿岸牟礼漁港海岸に関する部分を次のように改める。  
二十八 山口県山口南沿岸牟礼漁港海岸

1 区域

- (一) 江泊地区海岸  
一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二の各点を順次結んだ線、一、二の点と一、一〇の点との間の漁港境界線及び一、一〇の点を結んだ線によって囲まれた区域  
注 漁港境界線とは、江泊防波堤B基部を中心とした半径一、二〇〇メートルの円周線をいう。

(二) 美濃越地区海岸

- 二〇、二〇の一、二〇の二、二〇の三、二〇の四、二〇の五、二〇の六、二〇の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

(三) 末田地区海岸

- 二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、二九の一、二九の二、二九の三の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

2 点の位置

(一) 基点

- 一 防府市大字江泊字和田屋二五四番地の一の標杭の位置  
二 " " " 二五四番地の一の標杭の位置  
三 " " " 字吉田屋二五二九番地の標杭の位置  
四 " " " 字浜崎二五一一番地の一の標杭の位置  
五 " " " 二五一一番地の一の標杭の位置  
六 " " " 二五一一番地の四の標杭の位置

- 七 " " " 二五二番地の標杭の位置
  - 八 " " " 字初塩屋二五三番地の一の標杭の位置
  - 九 " " " 二五三番地の一の標杭の位置
  - 一〇 " " " 二五八番地の一の標杭の位置
  - 一一 " " " 字江泊六〇三番地の一の標杭の位置
  - 一二 " " " 五九五番地の一の標杭の位置
  - 一三 " " " 五九四番地の一の標杭の位置
  - 一四 " " " 字滝ノ下五三三番地の一の標杭の位置
  - 一五 " " " 五三三番地の一の標杭の位置
  - 一六 " " " 字江泊山二二番地の一の標杭の位置
  - 一七 " " " 二二番地の一の標杭の位置
  - 一八 " " " 字草崎四五番地の一の標杭の位置
  - 一九 基点一八から一九〇度一三五メートルの標杭の位置
  - 二〇 防府市大字江泊字美濃越美濃越防波堤基部南端の標杭の位置
  - 二一 " " " 字末田浜一九九番地の一の標杭の位置(北緯三四度〇二分二二・九五二五秒東経一三二度三七分二一・八三七七秒)
  - 二二 " " " 二〇〇番地の標杭の位置(北緯三四度〇二分二二・五二〇五秒東経一三二度三七分二一・〇三四〇秒)
  - 二三 " " " 字堀越山一三〇番地の一の標杭の位置(北緯三四度〇二分一六・四六八八秒東経一三二度三七分一九・二五四五秒)
  - 二四 " " " 字壺神二四六番地の一の標杭の位置(北緯三四度〇二分一四・八一七九秒東経一三二度三七分一九・〇五三三秒)
  - 二五 " " " 字堀越二七七番地の一の標杭の位置(北緯三四度〇二分一六・五七六六秒東経一三二度三七分一七・〇八二六秒)
  - 二六 " " " 二八三番地の標杭の位置(北緯三四度〇二分一八・四三六秒東経一三二度三七分一六・五七四九秒)
  - 二七 " " " 二八三番地の標杭の位置(北緯三四度〇二分一八・五六七秒東経一三二度三七分一六・二三〇二秒)
  - 二八 " " " 二八三番地の一の標杭の位置(北緯三四度〇二分一八・二〇八一秒東経一三二度三七分一六・一二二九秒)
  - 二九 " " " 字江泊山一四九番地の一の標杭の位置(北緯三四度〇二分〇八・五九二四秒東経一三二度三七分一六・七五〇〇秒)
- (二) 補助点
- 一の 一から一三三度三〇メートルの点

一の二 一から二四五度七五メートルの点

五の 一 五から二八二度六〇メートルの点

一七の 一 一七から三〇〇度一〇〇メートルの点

一九の 一 一九から二七〇度六〇メートルの点

二〇の 一 二〇から二七〇度五〇メートルの点

二〇の 二 二〇から三一〇度一三三メートルの点

二〇の 三 二〇から三三三度一四七メートルの点

二〇の 四 二〇から三四五度一三三メートルの点

二〇の 五 二〇から一〇度一八〇メートルの点

二〇の 六 二〇から九〇度一〇メートルの点

二一の 一 一一から六一度三三メートルの点

二一の 二 一一から一〇四度一三七メートルの点

二九の 一 一一から一三度一〇〇メートルの点

注 1 基点二二から基点二九までの経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一條の基準に従って測定したものである。

2 方位は、磁針方位(末田地区海岸については、真方位)とする。

**山口県告示第三百号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称  
小月京泊(2)地区
- 二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	地名	番	標柱番号
下関市	小月京泊	三一の七五	一号	一号
		二九の一	二号	二号

" " " " " "	二九の一	三号
" " " " " "	二九の二及び三〇の二地	四号
	内	
	二九の二七	五号
	一五六の二二	六号
	一五七八の二	七号
	三一の七五	八号
	三一の六三	九号



(三六三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年九月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 岩国ヒーロー委員会

代表者の氏名 河口 久彦

主たる事務所の所在地 岩国市錦見七丁目二〇番七号

三 定款に記載された目的

岩国市民をはじめとする県民、国民全てに対して、キャラクターをキーワードに地域づくりに関する事業を行い、地域ブランドの開発や地域イベント参加を通じて地域経済の発展に寄与し、さらに、キャラクターの知名度を活かした地域防犯パトロール隊等の結成と、地域福祉の向上及び観光PR効果による来県者の増加を目指すという地域活性化を重点に活動し、かつ、世界に発信できる文化の創造による人材育成や社

会教育を行うこと。

(三六四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年九月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ときわ

代表者の氏名 藤井 悌一

主たる事務所の所在地 宇部市琴芝町二丁目四番二〇号

(三六五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年九月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人いきいき三五

代表者の氏名 福富 薫

主たる事務所の所在地 宇部市大字東岐波一一九六番地の二六三

一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人おひさま生活塾  
代 表 者 の 氏 名 田中紀代美  
主たる事務所の所在地 宇部市厚南北三丁目八番二号

(三六六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年九月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人虹のかけ橋  
代 表 者 の 氏 名 岩佐 光恵  
主たる事務所の所在地 光市室積松原一七番一八号

(三六七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年九月十日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人元氣村二島東  
代 表 者 の 氏 名 西富 晟  
主たる事務所の所在地 山口市秋穂二島七〇二四番地の一

一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人瀬戸内国際観光協議会  
代 表 者 の 氏 名 西 洋栄  
主たる事務所の所在地 山口市小郡上郷一三二七番地の一八

(三六八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年九月十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日  
平成二十四年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人光けんじのがっこう  
代 表 者 の 氏 名 北村 陽子  
主たる事務所の所在地 光市島田二丁目四番一〇号

(三六九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の



日から同年十一月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観  
光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ダイレックス柳井店  
 所在地 柳井市南町五丁目九一〇の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三号 小野 浩司
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	ダイレックス株式会社	午前一〇時	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	"	午後八時	午後一〇時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	株式会社ゲオ	"	翌日の午前一時
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前九時から午後八時三〇分まで	午前八時三〇分から翌日の午前一時三〇分まで
間帯		午前九時から午後八時三〇分まで	午前六時から午後九時まで

- 四 届出年月日  
 平成二十四年六月一日
- 五 変更年月日  
 平成二十四年六月六日

(三七七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年二月三日山口県公告(三八)に係る大規模小売店舗について次のとおり萩市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十七日から同年八月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部経済再生・企業誘致推進課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称)ドラッグコスモス萩南店  
 所在地 萩市大字椿二四三八の三
- 二 意見の概要  
 交通に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(三七二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年二月二十一日山口県公告(五〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十七日から同年八月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ宮田町店  
 所在地 下関市宮田町二丁目八の一
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。

(三七三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年二月二十一日山口県公告(五一)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十七日から同年八月二十七日までの間、山口県商工

労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 マックスバリュ宮田町店  
所在地 下関市宮田町二丁目八の一
- 二 意見の概要  
騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(三七四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年二月二十四日山口県公告(五三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十七日から同年八月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 イオンタウン厚狭ショッピングセンター  
所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三七五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年二月二十四日山口県公告(五六)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十七日から同年八月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働観光課において公衆の縦覧に供します。

す。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 イオンタウン厚狭ショッピングセンター  
所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三七六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年二月二十四日山口県公告(五七)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十七日から同年八月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに岩国市産業振興部商工振興課及び岩国市周東総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ザ・ビッグ周東店  
所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三七七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年三月九日山口県公告(七五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月二十七日から同年八月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 二トリア松店  
所在地 下松市望町一丁目三七の六
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三七八) 県営三丘地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営三丘地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定め、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年七月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類  
県営三丘地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十四年七月三十日から同年八月二十日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課



山口県公安委員会告示第三十号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十四年七月二十七日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員  
種 別 級 受検定員

施設警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

- (一) 学科試験  
日時 平成二十四年十一月一日(木曜日)の午前十時から正午まで  
場所 山口市滝町一番一号  
山口県警察本部
- (二) 実技試験  
日時 平成二十四年十一月二十七日(火曜日)  
場所 山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク

三 受検資格  
山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間  
平成二十四年八月二十七日(月曜日)から同月三十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の

写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

施設警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成二十四年十一月一日(木曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成二十四年十一月二十日(火曜日)

場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十四年八月二十七日(月曜日)から同月三十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面  
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。